

令和7年度 保健室経営案

養護教諭 川崎 瞳

学 校 教 育 目 標			
保 健 室 経 営 目 標			
具 体 的 な 取 組			評 価
保健管理	1 受診勧告等の事後措置を確実に行う。さらに、受診が確認できない家庭には、繰り返し受診勧告を行い、担任と連携をしながら治療率の向上を図る。	I	
	2 既往歴を確実に把握し、全職員で共通理解を図る。	II	
	3 緊急時に備え、校内研修等を通して救急体制（連絡体制等）の周知を図る。	III	
保健教育	1 健康診断・日常の健康観察等の結果をもとに、児童や学校の実態に即した保健だよりや自他の健康に興味関心をもてるような掲示物を作成する。	I	
	2 歯と口の健康について関心をもち、自分の生活で実践につながることができるような保健指導を実施する。	II	
	3 肥満傾向児（高度肥満）～生活習慣の改善を目指した個別指導に当たる。	III	
	4 自他の命を思いやる心を育てるため、担任と連携し、児童の発達段階や実態を考慮しながら性に関する指導を計画的に実施する。	I	
	5 薬物乱用防止教育、がん教育などでは、担任や講師と事前打合せを十分に行い、児童や地域の実態に即した指導を実施する。	II	
組織活動	1 学校保健委員会等で学校医と連携し、児童や保護者の健康に関する意識の向上を図る。	I	
	2 児童保健委員会が、季節や行事に応じた健康問題に関する啓発活動を主体的に取り組むことができるよう、指導・助言する。	II	
	3 児童保健委員会とともに、石けんやアルコール消毒の管理など、学校環境の整備を行う。	III	
健康相談	1 保健室来室が多い児童や欠席しがちな児童に対し、情報収集・分析を行い、課題の背景や要因を的確に把握するとともに、関係機関と連携し対応する。	I	
	2 児童や保護者が相談しやすいよう保健室内の環境整備を行う。	II	
	3 保健室来室者に対し、身体的な訴えや症状だけでなく、その要因や背景について理解し対応する。	III	
	4 児童一人一人の教育的ニーズを把握し、担任等の他の職員と協力し、個に応じた対応を行う。【特別支援教育の視点】	I	
学期評価（達成状況 達成← 4、3、2、1 →未達成）			